

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章
第9部手術の通則4を含む）及び6に掲げる手術に係る施設基準

〔令和7年1月～令和7年12月〕

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	30
イ	黄斑下手術等	185
ウ	鼓室形成手術等	5
エ	肺悪性腫瘍手術等	9
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	122
2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	31
イ	水頭症手術等	78
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	1
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	37
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	12
3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成手術等	2
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0
4. 区分4に分類される手術		手術の件数
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術		538
その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		231
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		91
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び 体外循環を要する手術		83
経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの		10
不安定狭心症に対するもの		8
その他のもの		25
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		
急性心筋梗塞に対するもの		61
不安定狭心症に対するもの		19
その他のもの		70
分娩に係る事項		
配置産婦人科医師数	（令和7年12月31日現在）	5人
配置助産師数	（令和7年12月31日現在）	23人
分娩件数	（令和7年1月～令和6年12月）	287件